

## 第 50 回会合を踏まえた構成員質問に対する回答（MVNO 委員会）

**質問 1.**

音声卸料金について、今までどのようなプロセスで要望あるいは協議が行われてきたか。協議に至らなかったケースも含め、特徴的な事例について、幾つか具体的に時系列で示してください。

（佐藤構成員）

**（回答 1）**

当委員会では個社間の協議内容について把握できませんが、音声卸料金については 10 年間近く横ばいであったことに鑑みますと、MVNO から音声卸料金の引き下げを要望するものの協議に至らず、事前相談の段階で立ち消えてしまったケースは多いものと考えております。

**質問 2.**

「公平な取り扱いの観点から、1 社個別の要望に応じられない」という MNO が協議に対応しない理由について、どのように考えていますか。

（佐藤構成員）

**（回答 2）**

公平性を重視し厳格なルールに従って提供される「接続」に対し、「卸」は本来、多様な条件で事業者間の協議によって推進されるものと考えております。この二つがバランスよく機能し、それぞれが MVNO の選択肢となることで、MVNO においてより柔軟で競争力ある事業展開が可能となり、ひいては MNO と MVNO 間の公正な競争環境の確保に資すると認識しております。

この点、「接続」と「卸」の本来の関係性を踏まえると、公平な取り扱いの観点から卸協議に応じないということは理由になり得ないと考えます。

多様な条件と公平な取り扱いの関係については難しい問題であると認識しておりますが、MNO において真摯に卸協議に対応いただくことで、MVNO における自由で多様なサービス創出の可能性が広がることから、1 社個別の要望であっても、MNO に卸協議に前向きに応じていただくこと、および卸提供の際には標準の条件に加えて MVNO の多様な要望を踏まえた条件の設定にも対応いただくことを強く要望するものです。

**質問 3.**

MVNO に対して重要な案件であっても協議に至らない現状について、具体的にどのような改善策があると考えていますか。事業者間協議が実現するために、NDA の内容・運用において、改善すべき点があれば教えてください。

(佐藤構成員)

**(回答 3)**

卸協議の本来の主旨を考えますと、規律は最小限とすべきであると考えますが、第二種指定事業者の持つ圧倒的な交渉の優位性、MNO と MVNO 間の情報の非対称性を踏まえ、第二種指定設備を用いた卸役務に対する提供義務や、総務省殿において、協議不調の場合の協議開始・再開命令が行えるよう一定の規律を設けることも必要であると考えます。

こうした措置を実効性あるものとする観点から、NDA 事項であっても、契約当事者間の同意のもと対象を限定した上で、総務省殿への情報開示がなされるような NDA の内容・運用とするなど、必要性が高い場合に総務省殿において協議状況や実態を把握できるようにすべきです。